

# 厚生年金保険料等の猶予制度の概要

## 換価の猶予

厚生年金保険料等を一時に納付することにより、事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するときは、納付すべき保険料等の納期限から6カ月以内に管轄の年金事務所へ申請することにより、1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

\* 申請対象となる月以外の保険料等を滞納している場合は、原則として換価の猶予は認められません。

換価の猶予が認められると・・・

- 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。
- 猶予期間中の延滞金が一部免除されます。

## 納付の猶予

- ①財産について災害を受け、または盗難にあったこと
- ②事業主またはその生計を一にする親族が病気にかかり、または負傷したこと  
※個人事業主とその親族に限ります。
- ③事業を廃止し、または休止したこと
- ④事業について著しい損失※を受けたこと

※「著しい損失」とは、申請前の1年間において、その前年の利益の額の2分の1を超える損失（赤字）を生じた場合をいいます。

- ⑤各種届出が遅延したことにより、過去の月分に係る社会保険料が発生したこと

などにより、厚生年金保険料等を一時に納付することが困難なときは、管轄の年金事務所を經由して地方厚生（支）局長へ申請することにより、1年以内の期間に限り、納付の猶予が認められる場合があります。

\* 保険料の納期限前に災害により財産に相当の損失を受けた場合には、別途、被災者のための納付の猶予制度があります。

納付の猶予が認められると・・・

- 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。
- 猶予期間中の延滞金が全額または一部免除されます。

\* 督促指定期限までに保険料を納付していない場合には、納期限の翌日から納付日までの日数に応じて延滞金がかかります。

\* 督促指定期限までに保険料が納付されない場合には、財産の差押え等を行うことがあります。

\* 保険料を納期限までに納付できない場合には、お早めに管轄の年金事務所にご相談ください。



## 猶予制度を利用するには？

○管轄の年金事務所へ申請が必要です。

○提出する書類

①換価の猶予申請書または納付の猶予申請書

②財産収支状況書

(猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合は「財産収支状況書」に代えて「財産目録」および「収支の明細書」が必要)

③担保の提供に関する書類 (猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合に必要)

④災害などの事実を証する書類 (納付の猶予の申請時に必要)

○申請の時期

・換価の猶予：納付困難となった保険料等の納期限から6カ月以内

・納付の猶予：猶予該当の事実発生後速やかに

(ただし、各種届出が遅延したことにより納付の猶予制度を利用する場合は、さかのぼって発生した保険料の納期限までに申請書を提出する必要があります。)

○猶予の許可または不許可

・換価の猶予：年金事務所長から猶予の許可または不許可を通知します。

・納付の猶予：地方厚生(支)局長から猶予の許可または不許可を通知します。

猶予が許可された場合は、「猶予許可通知書」に記載された分割納付計画のとおり納付が必要です。

## 担保の提供

猶予の申請をする場合は、原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供が必要です。

ただし、猶予を受ける金額が100万円以下である場合や猶予期間が3カ月以内である場合、担保として提供することができる財産がない場合などは、担保を提供する必要はありません。

\*担保として提供することができる財産とは・・・

①土地、建物 ②国債、有価証券 ③保証人の保証 などです。

## 猶予期間

猶予を受けることができる期間は、1年の範囲内で、申請者の財産や収支に応じて、最も早く保険料を完納することができる認められた期間に限られます。

なお、猶予を受けた保険料は、原則として猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。

\*猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められた場合は、管轄の年金事務所へ申請することにより、猶予期間を延長することができます(当初の猶予期間とあわせて最長2年間まで)。

## 猶予の取消し

猶予が認められた後に以下の事由に該当するときは、猶予を取り消される場合があります。

○「猶予許可通知書」に記載された分割納付計画のとおり納付しない場合

○猶予を受けている保険料以外に新たに納付すべきこととなった保険料を滞納した場合 など

詳しくはお近くの年金事務所までお問い合わせください。